

4月のTOPICS

4月6日～15日

春の全国交通安全運動

交通事故は、いつ、どこで起こるかわかりません。これを機に、常日頃からルールを守りマナーの実践を習慣づけ、加害者・被害者にならないよう十分に交通安全を心がけましょう。

今回の重点は次の4項目です。

「子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践」

道路を横断するときは、横断歩道を渡りましょう。交差点では、青信号でも必ず左右の安全確認をしましょう。また、道路で遊んだり、飛び出しや無理な横断、信号無視はやめましょう。外出するときは、明るい目立つ色の服装を心がけ、夕暮れ時や夜間は反射材を活用しましょう。スマートフォン等の操作など注意力が散漫になる「ながら行為」はやめましょう。運転者は、こどもや高齢者の行動特性を理解し、特に通学路や生活道路では、速度を落とすなど安

全運転を心がけましょう。



「歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行」

運転者は、横断歩道などでは減速し、また、危険が発生した場合でも、安全に停止できるような速度と車間距離をとって運転しましょう。運転中の通話や画面注視などスマートフォン等を操作しながらの「ながら運転」は絶対にやめましょう。「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を遵守しましょう。時間に余裕を持って運転し、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持ちましょう。飲酒運転、妨害運転は犯罪です。絶対にしない・させないようにはしましょう。全ての座席の同乗者に、シートベルトを着用させましょう。チャイルドシートを適切に取り付け、肩ベルトをしっかり締めるなど正しく使用しましょう。「一輪車運転者は、車間距離を十分に取って安全な速度で走行し、車列の横をすり抜けたり、無理な追い越しや急な進路変更はやめましょう。ヘルメットは必ずかぶり、交通事故に備えて、重傷化防止を目的とした胸部プロテクターなどを正しく着用しましょう。

「自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守」

大人もこどももヘルメットを着用し、万一の事故に備えましょう。車道通行の原則、車道は左側走行、歩道は歩行者優先などの通行方法、信号や一時停止等の交通ルールを守り、安全な通行を心掛けましょう。運転中のイヤホン・スマートフォンなどの使用、二人乗り、傘差し等の危険な運転はやめましょう。未就学児を自転車等の幼児用座席に乗せるときは、シートベルトを着用しましょう。未就学児2人を自転車に乗せるときは、後部座席、前部座席の順に乗せ、降ろすときには、前部座席、後部座席の順に降ろしましょう。万一の自転車事故に備え、自転車損害賠償責任保険などに加入しましょう。自転車も特定小型原動機付自転車(いわゆる「電動キックボード等」のうち、車体の大きさや構造の基準を満たすものをいう。)も「くるま」の仲間です。交通ルールを守りましょう。

「高齢者の交通事故防止」

高齢運転者は、参加・体験・実践型の交通安全教育や運転適

性診断を積極的に受け、自らの運転適応能力や身体機能の変化の確な認識に基づき、ゆとりのある運転行動を心がけましょう。身体機能の低下などにより安全な運転に不安がある人や、運転する機会が少ない高齢運転者は、運転免許証の自主返納を考えましょう。

問合先 道路公園課



合併処理浄化槽設置事業 補助金交付制度

補助対象区域内のくみ取り便槽および単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する設置者に対して、設置費用の一部を助成します。なお、新築などの合併処理浄化槽設置は除きます。申請にあたり事前審査など、補助要件がありますので、詳しくはホームページをご覧ください。

問合先 環境衛生課

かんくうNEWS

問合先 関西国際空港案内 (☎455-2500)
ホームページ <https://www.kansai-airport.or.jp/>

関西国際空港 環境にやさしい空港

関西エアポートグループは、地球規模の環境問題に対して「脱炭素」「循環経済」「環境共生」を3つの軸として、様々な角度から環境負荷低減に向けた取組を進めています。そのうちの1つとして、関西国際空港島護岸において良好な藻場の育成と維持・拡大に積極的に取り組んでおり、定期的なモニタリングをはじめとする各種調査も行っています。最新の調査では、空港島護岸周辺の藻場面積は大阪湾の藻場面積の約2割に相当することが確認され、魚など多種多様な生き物の住処になっています。さらに、昨年10月には生物多様性が図られている区域として環境省が展開する「自然共生サイト」にも認定されました！今後もグループ一丸となって環境活動を推進するなど、公共インフラである空港の運営を通して持続可能な社会の実現に貢献してまいります。



©Kansai Airports SORAYAN



食中毒を防ごう！

お弁当作りの三原則

お弁当は作ってすぐに食べないため、暖かくなるにつれて食中毒発生の危険性が高くなります。

- お弁当作りの際は、「菌をつけない・ふやさない・やつつける」の三原則を守りましょう。
- ①菌をつけない
 - 調理前や盛付前は石けんでよく手を洗う
 - おかずを詰める箸、弁当箱は清潔なものを使用する
 - おにぎりはラップ越しに握り、手が食品に直接触れないようにする
 - 調理中にスマホを触らない
 - ②菌をふやさない
 - ごはんやおかずは十分冷ましてから弁当箱に詰める
 - おかずは汁気をよく切り、使い捨てカップに詰める
 - 保冷バッグで冷やして持ち運び、早めに食べきる
 - ③菌をやっつける
 - おかずは中心部までしっかりと加熱する

問合せ 泉佐野保健所 衛生課

(☎4644・9688)

紙類、古着、

水銀を用いた製品の

ごみの出し方

紙類は品目ごとに分け、ビニールやガムテープなどの異物は取り除いて、ひもで十字にしばって出してください。(新聞は、販売店からもらう排出用のビニール袋などが使用できます。) 段ボール、紙袋などを排出用の容器として使用したものの、異なる品目を一緒にしたもの、紙類以外の粗大ごみなどを混入したものは回収できません。

悪い例



古着は、市販の無色透明な袋(45ℓ程度まで)に入れて出してください。

また、家庭で不用になった体温計、血圧計、ボタン電池など、水銀を用いた製品の処分については、直接問い合わせてください。

問合せ 環境衛生課

宅配便を活用したパソコン・小型家電の回収

問合せ 環境衛生課

本市と小型家電リサイクル法の認定事業者「リネットジャパンリサイクル㈱」は、使用済小型家電の回収について協定を結び、連携・協力してパソコン・小型家電のリサイクルに取り組んでいます。パソコンの回収は無料(1箱分)で利用できます。データの消去方法がわからないなど、パソコンの廃棄にお困りの人は、利用してください。

インターネットで申し込むだけで、宅配事業者が希望日時に自宅まで回収に伺います。

回収品目

- パソコンおよび小型家電400品目以上
- ※テレビなど家電リサイクル法対象品や石油・ガスを利用する製品は対象外。詳しくはリネットジャパンリサイクルホームページをご覧ください。
- 箱のサイズは3辺の合計が140cm以内の段ボールで、重さ20kg以内
- ※箱はご自身で用意してください。箱に入れば何点入れても回収可能



パソコン・スマホから申込

箱に詰めるだけ

年中無休・最短翌日 自宅から回収



料金

	1箱目	2箱目以降	備考
パソコン本体のみ	市民は無料	1,760円(税込)	各種オプションサービスを利用の際は、追加料金が必要です。
パソコン本体と小型家電	市民は無料	1,760円(税込)	

※回収料金は、申込時にクレジットカードまたは銀行ネット決済を選択いただくか、回収時に現金での支払になります。なお、回収時の支払の場合、別途、回収1回あたり箱数に関係なく218円(税込)が必要です。

申込

- リネットジャパンリサイクルのホームページ (<https://www.renet.jp/>) から申し込んでください。インターネットより「リネットジャパン」で検索してください。
- 電話での申込または環境衛生課に設置の専用FAX用紙での申込ができます。(環境衛生課ホームページからダウンロードもできます。)

※事業者は利用できません。小型家電の宅配便回収は、リネットジャパンリサイクルが取り組む独自のサービスです。利用料金や利用方法が変更となる場合がありますので、詳しくはリネットジャパンリサイクルのホームページで確認してください。

令和6年度就学援助制度

小・中学校での学習に必要な費用の保護者負担を軽減するため、その一部を援助します。

期日を過ぎると、援助の対象は申請した月からとなります。入学前に新入学準備金の申請をした人も、令和6年度の就学援助の申請が必要です。

対象 市内小・中学校に就学する児童・生徒の保護者で、経済的に困窮し、経済状態が生活保護基準に準ずる程度と認められる世帯

申請・問合先 4月に学校で配布する申請用紙に記入し、5月31日(金)(郵送の場合は5月31日の消印有効)までに直接または郵送で〒598-8550 泉佐野市役所学校教育課へ
※毎年申請が必要です。詳しくは問い合わせてください。

三世帯同居等支援事業の要件を変更しました

子どもを安心して産み育てられ、高齢者などが健康で幸せに暮らせる住環境を創るために、高齢者世帯と同居または近居(直線距離でおおむね3.0km以内または同一中学校区内)した

子ども・孫世帯に対して、転入転居費用の一部(限度額10万円)を助成しています。4月1日より、二世帯同居等や高齢者世帯の市内転居なども対象になりました。

※転入転居日から6カ月以内の申請が対象

【転入転居費用とは】

●持家の場合：住宅の新築・増築・建替に要する費用(リフォームは対象外) または住宅を購入する費用

●貸家の場合：賃貸借契約に要する費用(敷金・礼金・権利金・仲介手数料)

【高齢者世帯の要件】

●子ども・孫世帯と同居・近居を始めた時点で泉佐野市に1年以上居住している

●65歳以上の人のみの世帯(夫婦のみの場合はいずれか一方など)

【子ども・孫世帯の要件】

●申込時に18歳以下の子ともと同居している、または、夫婦ともに40歳未満である

●世帯主またはその配偶者が、高齢者世帯を構成する者の直系卑属である など

問合先 地域共生推進課

※詳しくは問い合わせください。

市公園墓地 使用者募集

【区画墓地】

使用者ごとに墓を設ける従来型の墓地です。

募集区画・永代使用料(1区画につき)

●2.25㎡：8区画・98万円

●4.00㎡：2区画・174万2千円

申込資格 泉佐野市に住所または本籍を有する世帯主で、埋蔵する親族の遺骨をお持ちで(他の墓地などからの改葬を含む)、1年以内に墓石などの設置が可能な人

※詳しくは使用申込みのしおりで確認してください。

申込期間

4月15日(月)～26日(金)(土・日曜日除く)

抽選日・場所

5月19日(日) 午前10時～市役所5階第1会議室

※申込者が募集区画数を超えない場合でも場所の抽選を行いますので、必ず参加してください。

【合葬式墓地】

ひとつの大きなお墓に5千体までの遺骨を一緒に埋蔵する墓地で、市が管理を行います。個人で管理する必要がないことから、お墓の承継の心配がありません。

せん。満65歳以上の人については、生前予約も可能です。

使用料

1体10万円 ※希望者のみ、記名板使用料1枚5万円。

泉佐野市公園墓地の区画墓地を使用している人が、区画墓地を返還して合葬式墓地を利用する場合は、1/2の金額です。

申込資格 次のいずれかに該当する人

●泉佐野市に住所または本籍を有し、埋蔵する親族の遺骨を持っている(改葬を含む)

●死亡当時、泉佐野市に住所または本籍を有していた親族の遺骨を埋蔵する(改葬を含む)

●泉佐野市に住所または本籍を有する満65歳以上で、死後に自らの遺骨を埋蔵する

●泉佐野市公園墓地(区画墓地)を使用している人が、区画墓地を返還して合葬式墓地を使用する

※詳しくは使用申込みのしおりで確認ください。

申込期間

5月20日(月)～31日(金)(土・日曜日除く)

いずれも

申込・問合先

「泉佐野市公園墓地(区画墓地・合葬式墓地)使用申込みのしおり」を入手し、

所定の用紙に必要な事項を記入のうえ、必要書類を添えて環境衛生課へ

※しおり・募集区画地図(区画墓地用)は環境衛生課にあります。しおりはホームページ(区画墓地： https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seikatsu/kankyo/menu/bochi/bosyu_1.html 合葬式墓地： https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seikatsu/kankyo/menu/bochi/bosyu_2.html) からダウンロードできます。

墓地の花ガラ置き場



檀波羅公園墓地や町会管理墓地の花ガラ置き場は、墓地の花ガラ専用です。家庭から出たごみや粗大ごみなどは回収できません。みなさんが気持ちよく墓地施設を利用できるよう、ご協力をお願いします。

問合先 環境衛生課

令和5年の

火災・救急・救助の概況

泉州南消防組合管内（泉佐野市）における火災・救急・救助の概況は次のとおりです。

今年も火災を1件でも減らすことを目標に火災予防に取り組みますので、みなさんも火気の取扱いに注意し、放火されない街づくりにご協力をお願いします。また、いざと言う時に救急車が出動中でなかなか来ないという状況にならないためにも、救急車の適正利用にご協力をお願いします。

火災

- 火災件数：17件
- 死者：2人、負傷者：6人
- 損害額：9,436万8千円
- おもな火災原因：放火（放火の疑い含む）

救急

- 救急出動件数：7,949件
- 救急搬送人員：7,096人

救助

- 救助出動件数：105件
- 救助人員：43人

問合先 泉州南広域消防本部
警備課 (☎462・1080 Fax 460・2119)

住宅用火災警報器設置状況等の調査にご協力を

泉州南消防組合では国からの通知に基づき、住宅用火災警報器の設置状況と作動状況の調査を実施していますので、ご協力をお願いします。

実施方法

左記の二次元コードを読み込み、アンケートに回答をお願いします。消防組合のホームページ「つけていますか？住宅用火災警報器アンケート調査実施中」からも回答できます。

※アンケートは、個人を特定するような内容ではありません。

問合先 泉州南広域消防本部
予防課 (☎469・0886 Fax 460・2119)



▲アンケート



映像通報機能の本運用を開始します

消防指令センターでは、4月1日(月)から、「映像通報機能」の本運用を開始します。

これは通報者と消防指令センターの間でビデオ通話ができる機能です。通報者はショートメッセージで受け取った通報用URLをクリックすることでアプリなどを必要とせずブラウザの機能で消防指令センターとビデオ通話ができます。119番通報をした際に、消防の通信指令員から、救急や火災などの現場状況を映像で送っていただくようお願いする場合があります。

問合先 泉州南広域消防本部
指令課 (☎460・0119 Fax 464・1990)

※スマートフォンの設定などによつては利用できない場合があります。映像送信にかかる通信料は、通報者の負担となりますので予めご了承ください。



勇気の声

列車内ちかん被害相談

「いちばん良い方法を考えましょう！」

鉄道警察隊では24時間、相談を受け付けています！

ちかんなどの被害に遭った人や目撃した人は、一人で悩まず相談してください！

問合先 大阪府警察鉄道警察隊
(☎06・6885・1234)



コミュニティバス田尻回りの時刻表が変わりました

4月1日(月)より、田尻回りの時刻表が変わりました。利用者みなさんには、ご不便・ご迷惑をお掛けしますが、利用の際はホームページなどにて新しい時刻表を確認のうえ、乗車をお願いします。

問合先 道路公園課

高齢者入浴料助成事業

問合先 地域共生推進課

市では、高齢者相互の交流機会および外出機会の増加、広々とした公衆浴場での入浴機会を提供することによる健康増進と交流・ふれあいの推進、高齢者の介護予防・健康づくりを図ることを目的として、高齢者入浴料助成事業を実施しています。また、扇湯までは下記スケジュールで無料のシャトルバスも運行していますので、併せてご利用ください。さのぼカードを所持している人には、市内在住の65歳以上の高齢者を対象に、入浴時に浴場利用料相当分をポイントで付与することにより助成を行います。(対象者であることを確認するため、ポイントカード作成後2週間程度経過している必要があります。)

高齢者入浴料助成事業協力浴場一覧

名称	所在地	営業時間	休業日	料金	ポイント付与曜日、時間			ポイント利用
					火	木	土	
なごみ湯	笠松1丁目3-23 ☎462-8247	15:00~24:30 ※日曜日のみ8:00~12:00も	毎週金曜日	460円 (中学生以上)	○	付与対象外		可
羽倉崎温泉	東羽倉崎町6-10 ☎465-1203	16:00~23:00	月曜日(月2回)、 1月1日	320円 (中学生以上)	○			否
鶴原共同浴場(扇湯)	鶴原1091-1 ☎462-2611	16:30~22:00(21:30受付終了) ※火・木・土のみ14:00から	第2・4日曜日、 1月1日	200円 (高校生以上)	○	14:00~16:00 のみポイント付与		可
樫井共同浴場(旭湯)	南中樫井550-1 ☎466-2474	16:30~22:00(21:30受付終了) ※火・木・土のみ14:00から	第1・3・5日曜日、 1月1日	200円 (高校生以上)	○			可

シャトルバス運行ダイヤ (火・木・土曜日のみ)

※停留場所は、コミュニティバスの社会福祉センターバス停と扇湯駐車場です。



福祉センター→扇湯	
13時	55
14時	15、35
15時	10、30

扇湯→福祉センター	
14時	05、25、45
15時	20、40
16時	05

▶イラスト：黒崎 玄



【事例】
インターネット通販で靴を購入した。大きめのサイズを注文したが履いてみると窮屈だった。返品したいとメールしたところ「返品できない。利用規約にも書いてある」との返事だった。確かに利用規約には返品不可の記載があったので「それならクーリング・オフしたい」と

消費生活センターだより

見守りリー→

相談受付
午前9時~
午後4時30分

南海線「泉佐野」駅前
☎469-2240

相談はお早めに
センターへ!!

**通信販売はクーリング・オフ
できません**

困った時は、消費生活センターにご相談ください。

参考：(独)国民生活センター「見守り新鮮情報第471号」

伝えたが「通信販売にはクーリング・オフの適用はない」と回答が来た。(60歳代)

【ポイントアドバイス】

- インターネット通販やテレビショッピングなどの通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。返品可否や条件についての特約があればそれに従うことになります。
- 特約がない場合は、商品を受け取った日を含む8日以内であれば、消費者が送料を負担し返品できます。返品が可能な場合でも、返品期限が設けられている場合があります。商品を受け取ったらずに中身を確認することが大切です。
- 通信販売で購入する際は、事前に返品ができるかどうかや返品が可能な場合の条件などをよく確認しましょう。

